

## 5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

### 5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

- (1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表2の中のNO<sub>x</sub>・PM法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたもの〕は、次のアからエまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び粒子状物質（PM）の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NO<sub>x</sub>・PM法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（5-56の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表5の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物等特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成14年9月30日以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日には法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査等の際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ排出ガス測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNO<sub>x</sub>・PM法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 窒素酸化物等排出自動車であって、平成14年10月1日以降に初度登録を行うものについては、平成14年10月1日以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査（型式指定車にあっては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては規則第63条の検査を含む。）、継続検査又は構造等変更検査の際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物

物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ排出ガス測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNO<sub>x</sub>・PM法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

エ ア及びウの規定の適用にあたって、1の自動車について測定方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。

- (2) 窒素酸化物特定自動車〔別表2の中のNO<sub>x</sub>法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特殊自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除く。〕（イに掲げるものを除く。）は、次のアからウまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、別表4のNO<sub>x</sub>法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（4-56の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表5の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成5年11月30日〔車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車（以下「特例自動車」という。）にあっては平成8年3月31日〕以前の窒素酸化物等特定自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査等の際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNO<sub>x</sub>法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ アからイの適用にあたって、1の自動車について測定方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択することができる。

- (3) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における(1)又は(2)の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であって原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下5 - 56において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

「輸入自動車特別取扱制度」に基づく輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は車両諸元要目表に記載された諸元値

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車については、施行規則第36条第5項及び第6項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等の変更又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面若しくは自動車排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（1）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表4の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）又は排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の規定に基づき、交付された有効な低減性能向上改造証明書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス6モード、ガソリン・液化石油ガス13モード、ディーゼル6モード又はディーゼル13モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

- (4) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における(1)の基準の適合性の判定については以下による。

なお、記載文中「 年 月 日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「 年 月 日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。

検査証等の備考欄に次の記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により、別表4に規定する車両総重量の区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。

ア 「使用車種規制（NOx・PM）適合」

イ 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

ウ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

エ 「この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

オ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表4の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する。(5) から までの自動車を除く。)

ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であって平成14年9月30日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表4における窒素酸化物(軽油を燃料とする自動車にあつては、窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)以下同じ。)の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があつたものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値(3) から までに規定する諸元値をいう。)により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であつて保安基準第31条の2に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

ア 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

イ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

ウ 「この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

エ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

- (5) 別表3に掲げる自動車であって適合しないものとなっているもののうち次に掲げる自動車は(1)の基準に適合しているものとする。

型式指定自動車（ に規定する自動車を除く。 ）であって諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。 から までにおいて同じ。 ）に係る諸元値が、別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等（ に規定する自動車を除く。 ）であって諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が、別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（ に規定する自動車を除く。 ）であって諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であつて、(3)の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

原動機等の変更が行われた自動車又は等価慣性重量の標準値の変更が行われた自動車（新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。 ）において判定する場合に限る。 ）であつて当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値が別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（原動機等の変更が行われたものを除く。以下 及び において同じ。 ）であつて、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあつては別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値。以下 及び において同じ。 ）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。 ）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。 ）であつて、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。 ）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。 ）を、当該実施要領に基づき装着したもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。 ）であつて、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるものに低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値がないものを含む。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表がされた改造を当該実施要領に基づき行い、第4号様式の「優良低減改造証明書」の提示のあるもの

新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）及び特定期日において、車両総重量が2.5tを超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

- (6) 次に掲げる自動車は(2)の基準に適合していないものとする。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって昭和48年11月30日以前に製作された自動車（昭和48年4月1日以降に指定を受けた型式自動車を除く。）

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕であって車両総重量2.5t以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車並びに軽自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕のうち、昭和50年11月30日〔2サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入された自動車にあっては昭和51年3月31日〕以前に製作されたもの。ただし、昭和50年4月1日以降指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定車を除く。

軽油を燃料とする自動車であって昭和50年3月31日以前に製作された自動車。ただし、昭和49年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。

- (7) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは(1)に掲げる粒子状物質の排出基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては平成8年3月31日）以前に製作されたもの（平成6年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）

車両総重量2.5t以下の自動車であって（ に係るものを除く。）平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては平成7年3月31日）以前に製作されたもの（平成5年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）

車両総重量2.5tを超える自動車であって（ に係るものを除く。）平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては平成8年3月31日）以前に製作されたもの（平成6年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）

- (8) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において(1)の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての(1)の基準の適合性の判定は、(3)、(4)、(6)及び(7)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

(9) (3)、(4)及び(8)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第31条第1項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、4 - 49 の規定若しくは4 - 50 の表に該当する規定に適合するものであること。

(10) 法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後5年が経過した自動車の(1)における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。

初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から5年前の日とする。ただし、5年前の日が平成5年12月1日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年4月1日)以降のものにあっては平成5年11月30日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日)とする。

初度登録年が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年の末日とする。

初度登録年月が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。

(11) 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第67条第1項ただし書の事由により、平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成14年9月30日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成14年9月30日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(12) 指定自動車(自動車NOx・PM総量削減法第13条第1項の自動車をいう。以下(12)において同じ。)を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により(1)の基準の適合性について判定を行う。

(13) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(4)等によるほか、以下により取り扱う。

(4) 及び(8)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。

ア 検査を受ける自動車については、公的な試験機関(国若しくは地方公共団体の附属機関(国立大学及び公立大学を含む。))又は公益法人であって10モード法若しくは10・15モード法、6モード法又は13モード法による試験の用に供する設備を有するものをいう。以下同じ。)において発行された排出ガス試験結果証明書

イ 原動機等の変更概要説明書及びその図面(変更を行った自動車に限る。)

アの「排出ガス試験結果証明書」とは、様式4の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア 原動機及び原動機等の変更部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。

イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあってはNOx及びPM)の基準に適合しているものと認められるものにあっては「NOx・PM適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないもの

にあつては「NOx・PM不適合」と3-3-15(4)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。

次表の車種欄に掲げる（ディーゼル6モード規制車）であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。

車種	排出ガス規制年	測定モード	基準値	
			一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び車両総重量が1.7t以下のもの	昭和49年度規制～ 昭和58年規制	10モード又は10・15モード	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）	昭和49年度規制～ 昭和63年規制			
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）	昭和49年度規制～ 平成2年規制	ディーゼル13モード	9.20g/kWh	3.80g/kWh

次表の車種の欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により6モード法又は13モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず10モード法又は10・15モード法による排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）	昭和49年度規制～ 平成10年規制	3.70g/km	1.08g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）	昭和48年度規制～ 平成4年規制	43.9g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車にあつて)	3.05g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車に)



		は、 27.6g/km)	あつては、 2.2 0g/km)
--	--	-----------------	---------------------

5 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

- (1) 5 - 56 - 1 の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。( NOx・PM 特例告示第7条関係 )
- (2) 5 - 56 - 1 (5) から までによる措置を講じたことにより検査証等の備考欄に 5 - 56 - 1(4) アの記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。